

奈良市公報

号外第2号 平成26年3月後半規則その1

平成27年3月3日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務がバンス課長
印刷所 株式会社 明新社

目次

規 則

- 奈良市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則…… 1
- 奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則… 1
- 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市立診療所処務規則を廃止する規則…………… 4
- 奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 4
- 奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則…………… 5
- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 5
- 奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則を廃止する規則…………… 6
- 奈良市下水道条例施行規則等を廃止する規則…………… 6
- 奈良市都市下水路条例施行規則…………… 6
- 奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則……………12
- なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………24
- 奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………24
- 奈良市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則……………24
- 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則……………25
- 奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………25
- 奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………25

規 則

奈良市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第6号

奈良市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市青少年問題協議会条例施行規則（昭和40年奈良市

規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良市青少年問題協議会条例（昭和40年奈良市条例第6号）」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第2条中「地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第3条第3項の規定により市長が任命する協議会の委員」を「条例第3条第4項の規則で定める者」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 青少年関係団体の代表者

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年3月31日揭示済）

奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第7号

奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則
奈良市役所連絡所設置規則（昭和52年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市都跡連絡所の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年3月31日揭示済）

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第8号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び同条第3項第1号中「奈良市南部体育館、」を削る。

第11条第1項第2号中「半額」を「市長が定める額」に改める。

別記第1号様式から第3号様式までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第4号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「
主競技場
補助競技場
投てき練習場
」を「
主競技場
補助競技場
投てき練習場
多目的広場
」に改める。

別記第5号様式から第5号様式の3までの規定並びに別記第10号様式及び第11号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第11号様式の6中「30分券」を「分券」に改める。
別記第13号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。
別記第14号様式中

既納の使用料	返還率	返 還 金 額
	100	円

承認書を必ず添付してください。

《返還金振込先》

金融機関名	本店 支店 出張所	を
口座の種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

既納の使用料	返 還 請 求 金 額
	円

承認書を必ず添付してください。

《返還金振込先》一般の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらかを記入してください。

一般の金融機関名	銀行 信金・金庫 農協・労金	本店 支店 出張所	に改める。
口座の種別	普通・当座	口座番号	
ゆうちょ銀行	店番	記号	番号(口座番号)
		1 0	
フリガナ			
口座名義人			

別記第15号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

- (施行期日)
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市体育施設条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成26年3月31日掲示済)

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第9号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則
奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第26条第6号中オを削り、カをオとし、キをカとする。

第27条第1項第6号中「次号及び第6号」を「第8号及び第10号」に改め、同号イ中「頭部保護帽」の次に「、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字等読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計」を加え、「又は蓄尿袋」を「、蓄尿袋又は収尿器」に改め、同項第15号中オを削り、カをオとし、キをカとする。

第28条第3項の表社会参加支援事業（自動車運転免許取得事業）の項を削る。

第29条第3号中「18,600円（日常生活用具給付事業については、37,200円）」を「37,200円」に改める。

別表特殊マットの項を次のように改める。

特殊マット	次のいずれかに該当する者 (1) 3歳以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上 (2) 3歳以上で、療育手帳A1又はA2 (3) 寝たきりの状態にある難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表移動・移乗支援用具の項を次のように改める。

移動・移乗支援用具	(1) 3歳以上で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (2) 下肢が不自由な難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表ネブライザーの項中「学齢児以上の」を削り、「本装置」を「医師の意見書等により本装置の使用」に改め、同表電気式たん吸引器の項中「学齢児以上の」を削る。

別記第1号様式中

「

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号	
-----------	--	--------	--	---------------	--

」を

「

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名	
-----------	--	--------	--	---------------	--	-----	--

」に、

「障害程度区分」を「障害支援区分」に、

「

<input type="checkbox"/> 共同生活介護（ケアホーム）	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）
<input type="checkbox"/> 施設入所支援	

」を

「

<input type="checkbox"/> 施設入所支援	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）
---------------------------------	------------------------------------------

」に、

「(注)対象事業所は、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）」を「(注)対象事業所は、共同生活援助（グループホーム）」に、「定率負担減免措置」を「自己負担減免措置」に改める。

別記第2号様式中「

1	2	3
---	---	---

」を「

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に、「共同生活介護、共同生活援助又は重度障害者等包括支援」を「共同生活援助又は重度障害者等包括支援」に、「療養介護・共同生活介護・共同生活援助・施設入所支援事業者記入欄」を「療養介護・共同生活援助・施設入所支援事業者記入欄」に改める。

別記第4号様式中

「

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号	
-----------	--	--------	--	---------------	--

」を

「

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名	
-----------	--	--------	--	---------------	--	-----	--

」に、

「障害程度区分」を「障害支援区分」に、

「

<input type="checkbox"/> 共同生活介護（ケアホーム）	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）
<input type="checkbox"/> 施設入所支援	

」を

「

<input type="checkbox"/> 施設入所支援	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）
---------------------------------	------------------------------------------

」に、

「(注)対象事業所は、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）」を「(注)対象事業所は、共同生活援助（グループホーム）」に、「定率負担減免措置」を「自己負担減免措置」に改める。

別記第25号様式中

「

<input type="checkbox"/> 移動支援事業	<input type="checkbox"/> 日常生活用具給付事業
<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス事業	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター事業
<input type="checkbox"/> 自動車運転免許取得事業	<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業
<input type="checkbox"/> 自動車改造助成事業	<input type="checkbox"/> 経過的デイサービス事業
<input type="checkbox"/> 更生訓練費給付事業	

」を

「

<input type="checkbox"/> 移動支援事業	<input type="checkbox"/> 日常生活用具給付事業
<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス事業	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター事業

」に改め、

<input type="checkbox"/> 自動車改造助成事業	<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業
<input type="checkbox"/> 更生訓練費給付事業	<input type="checkbox"/> 経過的デイサービス事業

承諾書

奈良市が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の地域生活支援事業にかかる所得区分等の認定のために必要があると認めるときは、私及び世帯全員の所得税及び住民税の課税状況並びに公的年金の受給状況、世帯の状況等の資料の提供等について、関係当局に依頼することには異存がありません。

年 月 日

を削る。

(宛先) 奈良市長

住 所

氏 名

㊟

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第29条第3号の改正規定は、同年7月1日から施行する。
(平成26年3月31日掲示済)

奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市立診療所処務規則を廃止する規則をここに公布する。
平成26年3月31日

奈良市規則第11号

奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第10号

奈良市立診療所処務規則を廃止する規則
奈良市立診療所処務規則（昭和43年奈良市規則第41号）は、廃止する。

奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和60年奈良市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(退職の理由の記録)」に改め、同条第1項中「に係る勸奨」を「に係る退職の理由」に、「退職勸奨」を「退職理由」に改め、同条第2項中「退職勸奨」を「退職理由」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年3月31日掲示済)

別記様式を次のように改める。
別記様式（第3条関係）

退職理由の記録			
氏 名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (歳)
所 属		採用年月日	年 月 日
		退職年月日	年 月 日
給料月額	円 (級 号)	勤続期間	年 月
退職の理由			
参考事項			
作成者の職、氏名及び印			

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日掲示済)

奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第12号

奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則
奈良市病院事業会計規則（平成16年奈良市規則第77号）
の一部を次のように改正する。

第39条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

- ア 土地
- イ 建物及び附属設備
- ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
- エ 機械及び装置並びにその他の附属設備
- オ 自動車その他の陸上運搬具
- カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）
- キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）
- ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
- ケ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

- ア 水利権
- イ 借地権
- ウ 地上権
- エ 特許権
- オ 施設利用権
- カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場合に限る。）
- キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

- ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

別記第1号様式、第2号様式、第72号様式及び第73号様式中

「 年 月 日 交付」を 「交付日 年 月 日 に、
有効期限 年 月 日 」

「3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。」を

「3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 退職、異動等により資格がなくなったとき及び本証の有効期限が経過したときは、直ちにこれを返却しなければならない。

5 本証を紛失又は損傷したときは、直ちに所属長に報告し、再交付を受けなければならない。」

- イ 出資金
- ウ 長期貸付金
- エ 基金
- オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第40条第3号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積評価額」を「公正な評価額」に改める。

第53条中「第8条第3項」を「第15条第3項」に改める。
第54条に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち、予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第60条第2号を削り、同条第3号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第5号とし、同号の前に次の2号を加える。

(3) 資産の評価

(4) 引当金の計上

第62条に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書の作成の例による。
第62条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市病院事業会計規則の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第13号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第14号

奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則を廃止する規則

奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則（平成6年奈良市規則第31号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市下水道条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第15号

奈良市下水道条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 奈良市下水道条例施行規則（昭和51年奈良市規則第10号）
- (2) 奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例施行規則（平成25年奈良市規則第2号）
- (3) 奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成13年奈良市規則第8号）
- (4) 奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和51年奈良市規則第11号）
- (5) 奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規則（昭和40年奈良市規則第25号）
- (6) 奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則（平成3年奈良市規則第20号）
- (7) 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和45年奈良市規則第18号）
- (8) 奈良市下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収事務委任に関する規則（昭和41年奈良市規則第3号）
- (9) 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（平成6年奈良市規則第49号）

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市都市下水路条例施行規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第16号

奈良市都市下水路条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市都市下水路条例（平成25年奈良市条例第79号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのない排水施設)

第2条 条例第3条第3号に規定する規則で定める排水施設は、次の各号のいずれかに該当する排水施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準
 - イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が2度以下であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項に規定する国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないための措置)

第3条 条例第3条第5号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生じるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生じるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生じるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、下水道法施行令第5条の8第5号の国土交通大臣が定める措置を定める件(平成17年国土交通省告示第1291号)第2条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

(排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積の数値)

第4条 条例第3条第6号に規定する規則で定める排水管の内径の数値は100ミリメートル(自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル)とし、同号に規定する規則で定める排水渠の断面積の数値は5,000平方ミリメートルとする。

(行為の許可申請等)

第5条 条例第7条の規定による申請は、制限行為許可申請書(別記第1号様式)によって行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 施設又は工作物その他の物件の平面図、断面図及び配置図

(3) 施設又は工作物その他の物件の設置が隣接の土地又は建築物の所有者、使用者又は占有者との利害関係を生じると認められるときは、当該土地又は建築物の所有者、使用者又は占有者の同意書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 市長は、下水道法(昭和33年法律第79号)第29条第2項の規定により許可することを決定したときは、制限行為許可書(別記第2号様式)を交付するものとし、許可しないことを決定したときは、その旨を通知するものとする。

(軽微な行為等の届出)

第6条 条例第8条第2項の規定により軽微な行為又は軽微な変更の届出をしようとする者は、軽微な行為等届(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(占用の許可申請等)

第7条 条例第10条第1項の規定により占用の許可を受けようとする者(許可を受けた事項を変更しようとする者を含む。)は、都市下水路敷地占用許可申請書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 設置しようとする工作物その他の物件の平面図、断面図及び配置図

(3) 占用の求積図

(4) 工作物その他の物件の設置が隣接の土地又は建築物の所有者、使用者又は占有者との利害関係を生じると認められる場合においては、当該土地又は建築物の所有者、使用者又は占有者の同意書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 市長は、条例第10条第2項の規定により許可することを決定したときは、都市下水路敷地占用許可書(別記第5号様式)を交付するものとし、許可しないことを決定

したときは、その旨を通知するものとする。

4 占用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割(当該占用を承継したものに限り。)により占用者の名義を変更したとき。

(2) 占用者が住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(占有期間)

第8条 条例第11条の規定により市長が定める占有期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。占有期間が満了した場合において、これを更新しようとするときの占有期間についても同様とする。

(1) 電柱、電線、水道管及びガス管その他の埋設管類を設けるための占有 10年以内

(2) 鉄道又は軌道敷設のための占有 10年以内

(3) 通路又は架橋のための占有 5年以内

(4) 板囲、物置場その他これらに類するものための占有 5年以内

(5) 前各号に掲げるもの以外のものための占有 3年以内

(権利の譲渡等の承認)

第9条 条例第12条ただし書の規定により権利の譲渡等の承認を受けようとする者は、都市下水路敷地占用権移転承認申請書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、当該占用に係る権利の譲渡又は転貸を承認することを決定したときは、都市下水路敷地占用権移転承認書(別記第7号様式)を交付するものとし、承認しないことを決定したときは、その旨を通知するものとする。

(原状回復の届出)

第10条 条例第16条第2項の規定により原状回復の届出をしようとする者は、都市下水路敷地原状回復届(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(占有料の免除等)

第11条 条例第17条の規定により占有料の全部若しくは一部の徴収の免除又は猶予を受けようとする者は、都市下水路占有料免除等申請書(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に奈良市下水道条例施行規則(昭和51年奈良市条例第10号)の規定によりなされた都市下水路に係る申請その他の行為は、施行日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第2号様式 (第5条関係)

制限行為許可書		号 日
申請者 住所 氏名 様	奈良市長	第 年 月
年 月 日付で申請(変更の申請)のあった都市下水路に物件を設けることについては、次のとおり許可します。		
設置場所	奈良市	占 用 面 積
設置の目的		年 月 日から 年 月 日まで
物件の名称及び規模等		m ²
工事期間		(条件)

別記
第1号様式 (第5条関係)

制限行為許可申請書		年 月 日
(宛先) 奈良市長	申請者 住所 氏名 (印)	(電話)
都市下水路に物件を設けることについて許可(変更許可)を受けたいので、次のとおり申請します。		
設置場所	奈良市	占 用 面 積
設置の目的		m ²
物件の名称及び規模等		年 月 日から 年 月 日まで
工事期間		住所 氏名 (電話)
施工者		変更前の許可番号
変更前の許可年月日	年 月 日	第 号

第4号様式 (第7条関係)

都市下水道敷地占用許可申請書 (宛先) 奈良市長 申請者 住所 氏名 (電話) (印) 年 月 日	
都市下水道の敷地の占用の許可(変更許可)を受けたいので、次のとおり申請します。	
占用場所 奈良市	占用面積 m ²
占有目的 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更	占有面積 m ²
設置物件の名称及び規模等	占有面積 m ²
占有期間 年 月 日から 年 月 日まで	更新又は変更の場所 従前の許可年月日 年 月 日
工事期間 年 月 日から 年 月 日まで	工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式 (第6条関係)

軽微な行為等届 (宛先) 奈良市長 届出者 住所 氏名 (電話) (印) 年 月 日	
軽微な行為(変更)をするので、次のとおり届け出ます。	
設置場所 奈良市	設置の目的
物件の名称及び規模等	占有面積 m ²
工事期間 年 月 日から 年 月 日まで	占有面積 m ²
施工者 住所 氏名	占有面積 m ²
変更前の許可年月日 年 月 日	変更前の許可番号 第 号

第6号様式 (第9条関係)

都市下水路敷地占用権移転承認申請書 (宛先) 奈良市長 申請者 住所 (占用者) 氏名 (電話)		年 月 日
都市下水路の敷地の占用権を移転することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。		
占用場所 奈良市		
占用許可年月日及び 占用期間	年 月 日許可	年 月 日から 年 月 日まで
占用面積	m ²	
移転の種類	1 譲渡 2 転貸 3 その他 ()	
移転年月日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
移転の相手 住所 氏名 (電話)		
移転の理由		

第5号様式 (第7条関係)

都市下水路敷地占用許可書 申請者 住所 氏名 奈良市長		年 月 日
年 月 日付けで申請 (変更申請) のあった都市下水路の敷地の占用については、次のとおり許可します。		
占用場所 奈良市		
占用目的		
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
占用面積	m ²	円
(条件)		

第8号様式 (第10条関係)

都市下水道敷地原状回復届 (宛先) 奈良市長 届出者 住所 (占有者) 氏名 (電話) ()		年 月 日
都市下水道の敷地を原状に回復するので、次のとおり届け出ます。		
占 用 場 所 奈良市		
占 用 許 可 年 月 日 及 び 許 可 期 間	年 月 日 許 可	年 月 日 以 来
原 状 回 復 の 理 由		
原 状 回 復 の 方 法		
着 手 予 定 日	年 月 日	完 了 予 定 日 年 月 日

第7号様式 (第9条関係)

都市下水道敷地占有権移転承認書 申請者 住所 氏名 様 奈良市長 ()		年 月 日
年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 都 市 下 水 路 の 敷 地 の 占 有 権 を 移 転 す る こ と に つ い て は、次 の と お り 承 認 し ま す。		
占 用 場 所 奈良市		
占 用 許 可 期 間	年 月 日 以 来	
占 用 面 積 m ²		
移 転 の 種 類 1 譲 渡 2 転 貸 3 そ の 他 ()		
移 転 年 月 日	年 月 日	転 貸 期 間 年 月 日 以 来
移 転 の 相 手 住 所 氏 名 ()		
(条件)		

第9号様式 (第11条関係)

都市下水道路占用料免除等申請書 (宛先) 奈良市長 申請者 住所 氏名 (電話) (印) 年月日 都市下水道路占用料の免除等を受けたいので、次のとおり申請します。	所	的	間	料	料	由	項
	占	占	占	占	免	免	そ

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第17号

奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号。以下「令」という。)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、令及び省令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震判定委員会 一般財団法人日本建築防災協会が事務局である既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会
- (2) 判定書等 耐震判定委員会が建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について、技術指針事項に基づき判定

し、評価した書類及びその添付書類

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び結果の報告に添付する書類)

第3条 省令第5条第4項の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 判定書等の写し。ただし、平成25年11月25日以前に行った耐震診断において、判定書等の交付を受けなかった場合は、これと同等と認められるもの
- (2) 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類(平成25年11月25日以後に耐震診断を実施したものに限り。)
- (3) 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が同項に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告)

第4条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、法第13条第1項の規定による報告を求められたときは、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性等に関する報告書(別記第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(特定既存耐震不適格建築物に係る公表)

第5条 法第15条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を市のホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 法第15条第2項の規定による指示を受けた者の氏名

<p>又は名称及び法人にあっては、代表者の氏名</p> <p>(2) 指示に係る建築物の所在地及び概要</p> <p>(3) 第1号の指示をした年月日及びその内容 (特定既存耐震不適格建築物に係る報告)</p> <p>第6条 特定既存耐震不適格建築物の所有者は、法第15条第4項の規定による報告を求められたときは、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性等に関する報告書(別記第2号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に報告しなければならない。 (計画の認定の申請書に添付する書類)</p> <p>第7条 省令第28条第2項の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 判定書等の写し</p> <p>(2) 当該建築物の耐震改修の工事の工程表(工事の着手及び完了予定時期を記入し、工事が中断する場合は、その理由を記入すること。)</p> <p>(3) 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が同項に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。 (計画の認定に係る軽微な変更)</p> <p>第8条 認定事業者は、省令第32条に規定する軽微な変更を行う場合は、速やかに、耐震改修計画認定に係る変更届(別記第3号様式)により市長に届け出なければならない。 (計画の変更)</p> <p>第9条 認定事業者は、法第18条第1項の規定による計画の変更の認定を受けようとするときは、耐震改修計画変更認定申請書(別記第4号様式)に変更に係る部分について変更前及び変更後を明示した書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、法第18条第1項の規定による計画の変更の認定をしたときは、速やかに、その旨を耐震改修計画変更認定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。 (計画の認定に係る報告)</p> <p>第10条 認定事業者は、法第19条の規定による報告を求められたときは、耐震改修計画認定建築物状況報告書(別記第6号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に報告しなければならない。 (計画の認定に係る申請の取下げ)</p> <p>第11条 計画の認定又は計画の変更の認定を申請した者は、計画の認定又は計画の変更の認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、耐震改修計画認定申請取下げ届(別記第7号様式)により市長に届け出なければならない。 (計画の認定に係る工事の取りやめ)</p> <p>第12条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修の工事を取りやめようとするときは、耐震改修計画認定建築物工事取りやめ届(別記第8号様式)に認定通知書を添え</p>	<p>て市長に届け出なければならない。 (計画の認定に係る名義の変更)</p> <p>第13条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修工事が完了する前に認定事業者に変更があった場合は、認定事業者の変更届(別記第9号様式)により市長に届け出なければならない。 (工事の完了の報告)</p> <p>第14条 認定事業者は、計画認定建築物の工事が完了したときは、速やかに、計画認定建築物耐震改修工事完了報告書(別記第10号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 耐震改修工事の作業状況及び完成状況がわかる写真</p> <p>(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合においては、同法第7条第5項、同法第7条の2第5項若しくは同法第18条第16項の規定により交付された検査済証の写し又はこれに代わる書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の報告書の提出があった場合において、当該耐震改修工事が計画の認定をした内容のとおり施工されていると認めるときは、耐震改修工事完了通知書(別記第11号様式)により認定事業者に通知するものとする。 (地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付する書類)</p> <p>第15条 省令第33条第1項の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 基準法第6条第4項、同法第6条の2第1項若しくは同法第18条第3項の規定により交付された確認済証の写し又はこれに代わる書類(以下「確認済証の写し等」という。)</p> <p>(2) 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 省令第33条第2項第1号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 判定書等の写し</p> <p>(2) 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類</p> <p>(3) 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 省令第33条第2項第2号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 確認済証の写し等</p> <p>(2) 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、市長が同項に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。 (地震に対する安全性に係る認定に係る申請の取下げ)</p> <p>第16条 法第22条第1項の規定による認定の申請をした者</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

は、同条第2項の規定による認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、基準適合認定建築物認定申請取下げ届（別記第12号様式）により市長に届け出なければならない。

（基準適合認定建築物に係る報告）

第17条 法第22条第2項の規定による認定を受けた者は、法第24条第1項の規定による報告を求められたときは、基準適合認定建築物状況報告書（別記第13号様式）により市長に報告しなければならない。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類）

第18条 省令第37条第1項第3号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 判定書等の写し
- (2) 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類
- (3) 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が同項に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定に係る申請の取下げ）

第19条 法第25条第1項の規定による認定の申請をした者は、同条第2項の規定による認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、要耐震改修認定建築物認定申請取下げ届（別記第14号様式）により市長に届け出なければならない。

（耐震改修認定建築物に係る公表）

第20条 法第27条第3項の規定による公表は、次に掲げる

事項を市のホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 法第27条第2項の規定による指示を受けた者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 指示に係る建築物の所在地及び概要
- (3) 第1号の指示をした年月日及びその内容
（耐震改修認定建築物に係る報告）

第21条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、法第27条第4項の規定による報告を求められたときは、要耐震改修認定建築物状況報告書（別記第15号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補則）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（準用）

2 第3条の規定は、法附則第3条第1項の規定による報告について、第4条の規定は、法附則第3条第3項で準用する法第13条第1項の規定による報告に準用する。この場合において、第3条中「省令第5条第4項」とあるのは「省令附則第3条において準用する省令第5条第4項」と、第4条中「法第13条第1項」とあるのは「法附則第3条第3項において準用する法第13条第1項」と、「要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性等に関する報告書（別記第1号様式）」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物の地震に対する安全性等に関する報告書（別記第16号様式）」と読み替えるものとする。

第2号様式 (第6条関係)

特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性等に関する報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名

㊦

建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第4項の規定に基づき、次のとおり設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに耐震診断及び耐震改修の状況について報告します。

1 敷地の地名地番	奈良市			
2 設計者又は施工者等の住所・氏名	電話 ()			
3 特定既存耐震不適格建築物の概要	建築確認通知及び適合する旨の通知年月日及び番号	年 月 日	第 号	
	検査済証交付年月日及び用途	年 月 日	第 号	
	階数			
	延べ面積	m ²	建築面積	m ²
構造				
4 報告事項				
※受付欄	※決裁欄			
年 月 日				
第 号				
係員印				

注 ※印のある欄は記入しないでください。

別記

第1号様式 (第4条関係)

要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性等に関する報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名

㊦

建築物の耐震改修の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、次のとおり設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに耐震診断及び耐震改修の状況について報告します。

1 敷地の地名地番	奈良市			
2 設計者又は施工者等の住所・氏名	電話 ()			
3 要安全確認計画記載建築物の概要	建築確認通知及び適合する旨の通知年月日及び番号	年 月 日	第 号	
	検査済証交付年月日及び用途	年 月 日	第 号	
	階数			
	延べ面積	m ²	建築面積	m ²
構造				
4 報告事項				
※受付欄	※決裁欄			
年 月 日				
第 号				
係員印				

注 ※印のある欄は記入しないでください。

第4号様式(第9条関係)

耐震改修計画変更認定申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

認定事業者 住所

氏 名

(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号により計画の認定を受けた認定建築物の耐震改修の計画について、次のとおり計画を変更したいので、建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づき認定を申請します。

1 認定建築物の地名地番	認定年月日	年月日
	認定番号	第 号
2 認定建築物の概要	用途	階 数
	延べ面積	㎡
	構造	建築面積
3 変更理由及び内容		㎡
※受付欄	※決 裁 欄	
年 月 日		
第 号		
係員印		

注 ※印のある欄は記入しないでください。

第3号様式(第8条関係)

耐震改修計画認定に係る変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

認定事業者 住所

氏 名

(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号により計画の認定を受けた認定建築物の耐震改修の計画について、次のとおり計画を変更したいので、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第8条の規定に基づき届け出ます。

1 認定建築物の地名地番	奈良市	認定年月日	年月日
2 認定建築物の概要	認定番号	第 号	
	用途	用途	
	延べ面積	㎡	延べ面積
3 変更理由及び内容		㎡	㎡
※受付欄	※決 裁 欄		
年 月 日			
第 号			
係員印			

注 ※印のある欄は記入しないでください。

第5号様式(第9条関係)

耐震改修計画変更認定通知書

認定番号第 号
認定年月日 年 月 日

住所 氏名
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

奈良市長 印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条第1項の規定により、計画の変更を認定したので通知します。

1 変更申請年月日	年 月 日		
2 認定建築物の地名地番	奈良市		
3 認定建築物の概要	認定年月日	年 月 日	号
	認定番号	第 号	号
	用途	用途	
	延べ面積	m ²	延べ面積
	構造		m ²
4 その他事項			

第6号様式(第10条関係)

耐震改修計画認定建築物状況報告書

年 月 日

(宛先)奈良市長

認定事業者住所 氏名
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号により計画の認定を受けた認定建築物の耐震改修の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条の規定に基づき報告します。

1 認定建築物の地名地番	奈良市		
2 認定建築物の概要	認定年月日	年 月 日	第 号
	用途	用途	
	延べ面積	m ²	建築面積
	構造		m ²
3 耐震改修の実施状況	着手の年月日	年 月 日	年月日
	完了の年月日	年 月 日	年月日
4 その他報告事項			
※受付欄	※決裁欄		
年月日			
第 号			
係員印			

注 ※印のある欄は記入しないでください。

第7号様式 (第11条関係)

耐震改修計画認定申請取下げ届

(宛先) 奈良市長

年 月 日

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名
印

年 月 日付けで受付された建築物の申請について、下記の理由により取り下げたいので、奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第11条の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日	年 月 日
2 申請建築物の概要	
3 申請建築物の地名地番	奈良市
4 取下げ理由	
※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 ※印のある欄は記入しないでください。

第8号様式 (第12条関係)

耐震改修計画認定建築物工事取りやめ届

(宛先) 奈良市長

年 月 日

認定事業者 住所
氏 名
(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
印

年 月 日付け第 号により計画の認定を受けた認定建築物の耐震改修の計画について、下記の理由により取りやめたいので、奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第12条の規定に基づき届け出ます。

記

1 認定年月日	年 月 日
2 認定番号	第 号
3 認定建築物の地名地番	奈良市
4 取りやめ理由	
※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 認定通知書(変更認定を受けた者は、認定通知書及び変更認定通知書)を添付してください。
2 ※印のある欄は記入しないでください。

第9号様式 (第13条関係)

認 定 事 業 者 の 変 更 届

(宛先) 奈良市長

認定事業者 住所

氏 名 (法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) ④

年 月 日

年 月 日付け第 号により計画の認定を受けた認定建築物に係る認定事業者を次のとおり変更したいので、奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第13条の規定に基づき届け出ます。

1 認定年月日	年 月 日
2 認定番号	第 号
3 認定建築物の地名地番	奈良市
4 新認定事業者	住所 氏名 ④
5 旧認定事業者	住所 氏名 ④
※受付欄	※決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 認定通知書を添付してください。
2 ※印のある欄は記入しないでください。

第10号様式 (第14条関係)

(第1面)

計画認定建築物耐震改修工事完了報告書

(宛先) 奈良市長

認定事業者 住所

氏 名 (法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) ④

年 月 日付け第 号により計画の認定を受けた耐震改修計画に基づき、適切に耐震改修工事を実施したので、奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第14条の規定に基づき報告します。

1 認定年月日	年 月 日	
2 認定番号	第 号	
3 認定建築物の地名地番	奈良市	
報告者	氏 名 住 所 電 話	
改修設計者	氏 名 住 所 電 話	
工事監理者	氏 名 住 所 電 話	
工事施工者	氏 名 住 所 電 話	
建築物概要	用途	階 数
	延べ面積 構造	建築面積
	工事期間	
改修概要		

施工	高力ボルトの摩擦接合面の状況	良・否
鉄骨工事	高力ボルトの締め付け状況	良・否
	スタッドボルトの径・ピッチ・本数	良・否
	接合部試験	良・否
	スタッドボルトの打撃曲げ試験	良・否

- 注 1 耐震改修工事の工法に応じた照合内容欄の照合結果について、良又は否のいずれかを○で囲んでください。
- 2 照合内容欄には、一般的な内容を例として記載してありますので、採用した工法により照合内容が該当しない場合は、照合した内容を適宜追加、削除してください。
- 3 上記の工事監理の状況から分かる写真を添付してください。(1部 説明書き付き)

(第2面-1)

◆工事監理の状況		照合内容	照合結果	特記
鉄筋工事	材料	鉄筋の規格・品質	良・否	
	施工	鉄筋の継手・定着の状況	良・否	
		鉄筋の径・本数・ピッチ・位置・形状 ガス圧接試験	良・否 良・否	
材料	あと施工アンカーの規格・品質	良・否		
あと施工アンカー工事	施工	埋設鉄筋等の確認	良・否	
		穿穴深さ	良・否	
		孔内清掃	良・否	
		アンカー筋の埋め込み深さ 施工確認試験(引張試験、打音試験)	良・否 良・否	
材料	コンクリートの種類・調合・品質	良・否		
コンクリート工事	施工	既存取り合い部の目荒らし状況 かぶり厚さ	良・否 良・否	
		コンクリートの打込み・締め固め	良・否	
		養生方法及び期間	良・否	
		打設後の状況(既存構造物との取り合い)	良・否	
		部材の位置及び断面寸法	良・否	
		コンクリート圧縮強度試験	良・否	
材料	鋼材の規格・品質 高力ボルトの規格・品質 溶接材料	良・否 良・否 良・否		
鉄骨工事	施工	鋼材の継手の位置・方法	良・否	
		プレースの接合部の状況	良・否	
		溶接の状況	良・否	
		スカラップ・エンドタブ・裏当て金物の状況	良・否	
		高力ボルトの径・本数・添え板厚・ピッチ	良・否	

第11号様式 (第14条関係)

耐震改修工事完了通知書

号 日
第 月
年

認定事業者 住所
氏名

様

奈良市長



下記の耐震改修に関する工事について、奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第14条第2項の規定により、耐震改修の計画の認定を受けた内容のとおり施工されたと認めたので通知します。

記

1	認定年月日	年 月 日
2	認定番号	第 号
3	認定建築物の地名地番	
4	用途	
	延べ面積	㎡
5	その他の事項	

(第2面-2)

◆工事監理の状況

材料	照合内容	照合結果	特記
施工	グラウト材の規格・品質	良・否	
グラウト工事	空気抜き穴の位置	良・否	
	打ち継ぎ面の清掃	良・否	
	養生方法及び期間	良・否	
	打設後の状況 (既存構造物との取り合い)	良・否	
	グラウト材圧縮強度試験	良・否	
材料	連続繊維シートの規格・品質	良・否	
連続繊維シート工事	プライマー、エポキシ樹脂の規格・品質	良・否	
	下地処理状況	良・否	
	プライマーの塗布状態・使用量	良・否	
	エポキシ樹脂の塗布状況・使用量	良・否	
	連続繊維シートの重ね長さ	良・否	
	空隙・気泡・しわ等の状態	良・否	
	充填剤の規格・品質	良・否	
材料	スリットの位置・幅・深さ	良・否	
耐震スリット新設工事	既存埋設鉄筋の状況	良・否	
	切断面に露出した鉄筋の防錆処理	良・否	
	充填剤の取付け状況 (耐火性能・止水性能)	良・否	

- 注 1 耐震改修工事の工法に応じた照合内容欄の照合結果について、良又は否のいずれかを○で囲んでください。
- 2 照合内容欄には、一般的な内容を例として記載してありますので、採用した工法により照合内容が該当しない場合は、照合した内容を適宜追加、削除してください。
- 3 上記の工事監理の状況から分かる写真を添付してください。(1部 説明書き付き)

第13号様式 (第17条関係)

基準適合認定建築物状況報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名
印

年 月 日 付け第 号により認定を受けた基準適合認定建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第24条第1項の規定に基づき報告します。

第12号様式 (第16条関係)

基準適合認定建築物認定申請取下げ届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名
印

年 月 日 付けで受付された基準適合認定建築物の申請について、下記の理由により取り下げたいので、奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第16条の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日	年 月 日
2 申請建築物の概要	
3 申請建築物の地名地番	奈良市
4 取下げ理由	
※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 ※印のある欄は記入しないでください。

1 認定建築物の地名地番	奈良市	
2 認定建築物の概要	認定年月日	年 月 日
	認定番号	第 号
	用途	階 数
	延べ面積	㎡ 建築面積
3 耐震改修の実施状況	構造	
	着手の年月日	年 月 日
4 その他報告事項	完了の年月日	年 月 日
※受付欄	※決裁欄	
年 月 日		
第 号		
係員印		

注 ※印のある欄は記入しないでください。

第14号様式 (第19条関係)

要耐震改修認定建築物認定申請取下げ届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名

印

年 月 日付けで受付された要耐震改修認定建築物の申請について、下記の理由により取り下げたいので、奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第19条の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日	年 月 日
2 申請建築物の概要	
3 申請建築物の地名地番	奈良市
4 取下げ理由	
※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 ※印のある欄は記入しないでください。

第15号様式 (第21条関係)

要耐震改修認定建築物状況報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名

印

年 月 日付け第 号により認定を受けた要耐震改修認定建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第4項の規定に基づき報告します。

1 認定建築物の地名地番	奈良市
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
用途	階 数
延べ面積	㎡
構造	建築面積
㎡	
3 耐震改修の実施状況	着手の年月日(予定を含む) 年 月 日
	完了の年月日(予定を含む) 年 月 日
4 その他報告事項	
※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 ※印のある欄は記入しないでください。

第16号様式（附則第2項関係）
要緊急安全確認大規模建築物の地震に対する安全性等に関する報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名

㊦

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第8項の規定に基づき、次のとおり設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに耐震診断及び耐震改修の状況について報告します。

1 敷地の地名地番	奈良市	電話番号 ()	年 月 日 号
2 設計者又は施工者等の住所・氏名		建築確認通知及び適合する旨の通知年月日及び番号	年 月 日 号
3 要緊急安全確認大規模建築物の概要	用途	階数	延べ面積
	延べ面積	建築面積	㎡
	構造		
4 報告事項			
※受付欄			※決 裁 欄
年 月 日			
第 号			
係員印			

注 ※印のある欄は記入しないでください。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市長 仲川元庸

なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第18号

なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第3号エ中「(昭和41年奈良県条例第23号)第7条」を「(昭和41年12月奈良県条例第23号)第8条」に、「第10条第3項」を「第17条第3項」に、「第12条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号オ中「奈良県風致地区条例(昭和45年奈良県条例第43号)」を「奈良市風致地区条例(平成24年奈良市条例第66号)」に改め、同号カ中「(昭和49年奈良県条例第32号)」を「(昭和49年3月奈良県条例第32号)」に改め、同号キ中「(昭和52年奈良県条例第26号)」を「(昭和52年3月奈良県条例第26号)」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市規則第19号

奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する規則

奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則（平成14年奈良市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「奈良県風致地区条例（昭和45年3月奈良県条例第43号）」を「奈良市風致地区条例（平成24年奈良市条例第66号）」に、「奈良市における奈良県風致地区条例施行細則（平成14年奈良市規則第54号）」を「奈良市風致地区条例施行規則（平成25年奈良市規則第26号）」に改め、同項第2号中「奈良県風致地区条例第3条」を「奈良市風致地区条例第3条」に、「奈良市における奈良県風致地区条例施行細則」を「奈良市風致地区条例施行規則」に改め、同項第4号中「第5条第3項」を「第17条第3項」に、「第1条」を「第12条第1項」に、「特別地域内行為許可申請書」を「申請書」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第20号

奈良市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

奈良市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則（平成14年奈良市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「奈良県風致地区条例（昭和45年3月奈良県条例第43号）」を「奈良市風致地区条例（平成24年奈良市条例第66号）」に、「奈良市における奈良県風致地区条例施行細則（平成14年奈良市規則第54号）」を「奈良市風致地区条例施行規則（平成25年奈良市規則第26号）」に改め、同項第2号中「奈良県風致地区条例第3条」を「奈良市風致地区条例第3条」に、「奈良市における奈良県風致地区条例施行細則」を「奈良市風致地区条例施行規則」に改める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年3月31日揭示済)

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

別記第5号様式中

- 「5 人工ペースメーカー（有・年 月 日手術施行・無）人工弁移植、弁置換（有・年 月 日手術施行・無）」を
- 「5 ペースメーカー（有・無）人工弁移植、弁置換（有・無）」に改める。
- 6 ペースメーカーの適応度（クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢ）
- 7 身体活動能力（運動強度）（メッツ）」

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市身体障害者福祉法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成26年3月31日揭示済)

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部
別記第2号様式中

「乳幼 乳幼児医療費受給資格証」を

「乳幼児医療費受給資格証」に改める。

別記第3号様式中

「単 子ども医療費受給資格証」を

奈良市規則第21号

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則（昭和58年奈良市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「奈良県風致地区条例（昭和45年奈良県条例第43号）」を「奈良市風致地区条例（平成24年奈良市条例第66号）」に改める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年3月31日揭示済)

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第22号

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第23号

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2号イ中「2,000円」を「1,000円」に、「1,000円」を「500円」に改める。

「 子 ども 医 療 費 受 給 資 格 証 」 に改める。

別記第 3 号様式の 2 中

「 (単) 子 ども 医 療 費 受 給 資 格 証 」 を

入院のみ

「 入院のみ 子 ども 医 療 費 受 給 資 格 証 」 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則の規定に基づく子ども医療費受給資格証の交付は、施行日前においても行うことができる。
- 4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている乳幼児医療費受給資格証及び子ども医療費受給資格証は、当分の間、新規則別記第 2 号様式から第 3 号様式の 2 までの規定に基づく乳幼児医療費受給資格証及び子ども医療費受給資格証とみなす。

(平成26年 3 月31日揭示済)